

2019年度版

# 特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース

## 学童保育事業案内書

私どもNPO法人高砂キッズ・スペースでは、“子育て・子育て・親育て”をスローガンに、子育て支援に関する活動を展開しています。

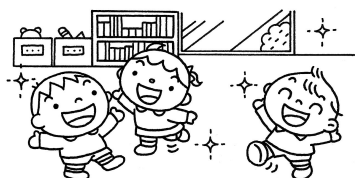
放課後の子どもたちを、家庭と同じように見守る大人がいるという「安心の要素」と、異年齢の子どもとの関わりを持つことができる「地域の要素」を併せ持つ学童保育所は、昭和58年に保護者の手によって作られ、安定した事業を提供できるよう環境を整備し「NPO法人」というかたちに受け継がれ、現在では、高砂市の10の小校区で学童保育事業を運営しています。

学童保育所は、働く親が放課後に子どもたちが安心して生活できる“居場所”として設けられたものです。私たちは、保護者の皆様と一緒に子どもたちの成長・発達していく姿を楽しみに“子どもたちが安心して過ごせる場づくり”に努め、『子どもを真ん中においた保育（子ども中心）』を核として取り組んでいます。ときには保護者の皆様と一緒に考えたり、話し合ったりすることもあります。

また、子どもたちの精神的な育みや、楽しい思い出になるよう、地域と学童保育所のつながりを見据えて、地域団体・他NPO法人・産業界・観光業界・農業団体などとのコラボレーションを図り、子どもたちの健やかな成長のためのさまざまな経験の場を提供することで、小さな成功体験を大切に、「自己肯定感」を育む健全育成の場作りに寄与しています。保護者の皆様も機会があれば、是非一緒にお楽しみください。

学童保育事業運営へのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

NPO法人高砂キッズ・スペース  
代表理事 上田 康正



# 高砂市学童保育所についての概要

## 1. 開所時間

- 平日・・・・・・・・・・授業終了時から18時
- 学校休業日(※1)・・・・8時から18時(※2)

※1 学校休業日とは、土曜日・春夏秋冬休み・参観日や運動会等の代休日及び学級閉鎖等の臨時休校日のことです。

※2 朝は8時から開所します。安全上 児童だけで登所させないでください。

18時～19時については延長希望調査を行い、希望がある場合は保育を行います。

## 2. 休所日

- 日曜日・祝日
- 夏期休業日(8月13日～8月15日)
- 冬期休業日(12月29日～1月3日)

### 臨時の学童閉所について

- インフルエンザ、感染症等の流行時において学童を閉所する場合があります。閉鎖の基準等、詳細につきましては《資料3》をご参照下さい。

## 3. 対象児童

- 各小学校に在籍する1～6年生の児童で、放課後の保育を要する児童

## 4. 支援員

- 専任2名(在所人数が多い学童は支援員が増員されます。)

## 5. 費用(児童ひとりあたり)

### ①毎月必要な費用

- ◎保育料(教材費を含む)・・・・8,000円(※3)

夏休み(8月)料金 11,000円

- おやつ代・・・・・・・・・・1,500円

- 電気代・・・・・・・・・・100円

- NPO協力費・・・・・・・・500円/世帯

◎空調費・・クーラー使用料として8月のみ300円/人を保育料と一緒に徴収します。

### ②入所時及び更新時に必要な費用

- 入所金・・・・・・・・・・3,000円/人

- スポーツ保険・・・・400円/年(市より半額補助を受けての金額です)

### ③その他必要な費用

- 事業費,各学童ごとの遠足等の行事参加費・・・・実費(現金集金)

- 延長保育利用料金・・・・2,000円/月/人《9参照》

- 父母会費・・・・・・・・300円/月/世帯

《備考》

- ※3 ◎保育料は所得に応じて減免制度や母子・父子家庭等の補助制度がありますので、希望者は入所手続き時に支援員までお問い合わせ下さい。また、兄弟で利用の方は上の子が割引となります。
- ※ 月の途中入所の場合、上記①の日割り計算はありませんのでご了承ください。
- ※ 保育料の支払いが三ヶ月以上の滞納となった場合、原則として、翌月より学童保育所の利用承認を停止します。

## 重 要

口座引落としについて

引落しは毎月10日です（再引落日は20日）

引落しが不納の場合

月末までに下記へお振込み、又は当事務所まで持参願います。

☆ 尚、翌月以降のお支払いの場合手数料1000円を頂きます。

金融機関：但陽信用金庫

支店：027 タカサゴニシ

普通 0203181

トクト) タカサゴキッズスペース

- ※ 保育料等は「但陽信用金庫の口座引落とし」です。  
口座がない方は、必ず開設をお願い致します。

入所するにあたり入所承認書を発行しますので各個人で金額等内容の確認をお願い致します。  
また、入所承認書は退所するまで大切に保管しておいて下さい。

## 6. 入所時に必要な書類について

	必要書類	備 考
①	学童保育所入所申込書	児童1人につき1枚 必要です。
②	児童名簿	在籍児童については、変更がある場合にのみ提出して下さい。 裏面もご記入ください。
③	児童の健康状態について	在籍児童については、変更がある場合にのみ提出して下さい。 児童1人につき1枚 ご記入ください。
④	損害保険（スポーツ保険）に関する承諾書	高砂市学童保育所では、スポーツ保険に入ります。 保障は保険の範囲内となります。 2019/4/1（又は入所日）～2020/3/31 まで有効
⑤	保育料金支払誓約書	保育料金のお支払いに関する誓約の書類です。 2019/4/1（又は入所日）～2020/3/31 まで有効
⑥	但陽信用金庫口座振替依頼書	在籍の方で口座を変更される場合はご提出ください。
⑦	警報時・延長保育利用申請書（希望調査票） クリーム・オレンジ色	警報時保育および延長保育の利用人数を把握するためのもの です。ご利用予定のある方は提出してください。
⑧	療育手帳または医療機関が発行する資料の写し	①の申込書に疾病・障害の有無について「有」とされた方は ご提出ください。

## 7. 父母会について

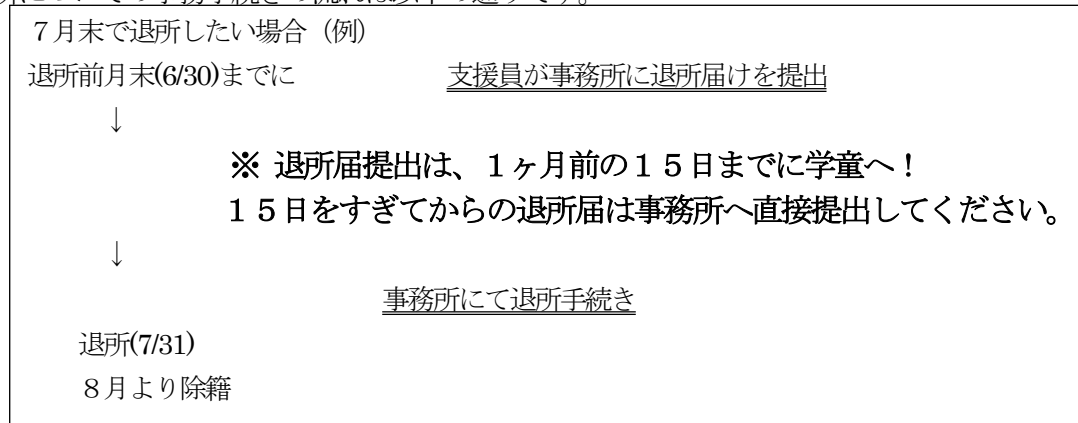
- 各学童保育所には、高砂キッズ・スペースとは別に、保護者で構成する父母会があります。  
支援員から日頃の子どもの様子を知ったり、親子で参加する行事を企画したり、子育て  
で困ったことを相談する場として、子ども中心に据えた活動を行なっています。
- 父母会の内容や日程については、各学童によって異なります。  
詳細は各学童保育所の父母会にお尋ね下さい。

## 8. 退所について

退所予定の前月15日までに必ず学童に退所届けを提出して下さい。

月末をもって退所となります。

退所についての事務手続きの流れは以下の通りです。



## 9. 18時～19時までの延長保育利用について

学童保育所の運営は18時までです。延長利用申請書（希望調査票）を提出された児童数をもとに19時まで保育を行います。

しかし、ご希望の児童がない場合は、18時閉所とさせていただきます。

延長は19時までですので、時間は厳守して下さい。

○利用方法・・・延長利用申請書（希望調査票）の提出をお願いします。

実際に利用になった翌月に保育料と一緒に引落としします。なお、やむをえない理由によりご利用になる場合は必ず、各学童保育所までご連絡をお願いいたします。

○料金・・・2,000円/月/人

(利用日数に関係なく一律2000円となりますのでご了承ください)

### 8時から9時の保育（早朝保育）についての規約

学校休校日（土曜日・夏休み・冬休み・春休み・学校行事振替日など）、学級閉鎖・修学旅行や自然学校代休日などは午前8時より学童保育所を開所しますが、安全上、児童だけの登所はさせないでください。

#### ☆ 早朝保育時の流れ

○ 朝8時から9時までについて

- ・ 支援員が一人で保育を行なうため、室内で過ごします。
- ・ 学童への児童の送迎は、必ず父母が責任を持って行なって下さい。  
あくまでも早朝は8時からですので、時間は厳守して下さい。

○ 9時以降は 通常の保育と同様です。

#### ■ 学校休校日等の学童運営について

- 午前8時から9時までは支援員1人体制とします。
- 9時15分からは支援員2名以上の体制になります。

#### ■ 学校休校日等の注意事項

- 児童には、必ず昼食を持たせて下さい。
- 学校休校日、児童を預ける父母は、必ず連絡先を明確にしておいて下さい。

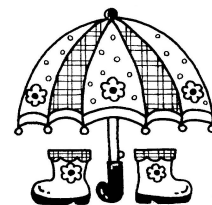
## 警報発令時の学童開所規約

☆警報発令時は登所・下所の際に危険を伴います。できるだけ自宅待機をお願いします。

警報時の保育希望の方は入所時に「学童警報時保育利用申請届（希望調査票）」を提出下さい

### ■ 警報発令時保育の流れ

1. 午前7時の段階で各警報が発令され学校が休校の場合、学童保育所は施設の安全確認を行うとともに受け入れ態勢を整えます。
2. 登校後に警報が発令された場合
  - ① 警報発令時、学校側より連絡が支援員に入り、受け入れ準備が出来次第、学童は直ちに開所します。
  - ② 気象条件が悪化に向かう場合、緊急連絡先に連絡を入れさせて頂くことがあります。その際にお迎えの時間・お迎えの保護者の名前をお聞きしますので、必ず連絡の取れるような形をとって下さい。
  - ③ 児童に家に帰らず学童に行くことを伝えておいて下さい。
  - ④ 必ず保護者の方がお迎えに来て下さい。
3. 学童登所中の警報解除の場合  
⇒解除されている場合は、通常通りです。



警報発令時、学童に登所させるか自宅待機とするかの判断は、各家庭で行なって下さい。万一の場合、学童で加入している保険の範囲での対応しか行なえないことをご了承下さい。また、学童において災害に見舞われても、小学校に対して責任は問わないものとします。

**減免申請について** (後ページ※5の例を参考に、該当する方はご提出ください)

■ **減免の種類**

1. 生活保護世帯・・・保育料全額免除
2. 単身非課税世帯 (母子父子家庭で市民税非課税世帯)  
・・・通常の保育料の4分の1を自己負担 ¥2,000-
3. 非課税世帯 (両親そろっていてかつ、非課税世帯)  
・・・通常の保育料の半額を自己負担 ¥4,000-

■ **申請方法**

1. 申請対象児童 高砂市内の学童保育所に通う小学1～6年生
2. 申請時期 3月(4月5月分) 5月(6月～翌3月分) -年度途中も可
3. 必要書類 いずれも必ず原本を提出してください。

	1.生活保護世帯	2.母子父子家庭世帯	3.市民税非課税世帯
	全額補助	4分の3補助	半額補助
申請書(申請用紙)	○	○	○
住民票		○	○
課税証明書(所得証明) ※4		○	○
戸籍謄本(親権等の記載のあるもの)		○	
児童扶養手当通知書のコピー		○	
生活保護受給証明書	○(※5)		

☆4・5月分 提出期限： 2019年3月 9日(土) 厳守

☆6～3月分 提出期限： 2019年6月15日(土) 厳守

当該年度分は5月中旬以降に発行されますので、最新の所得証明の提出をお願いします。

《注意事項》

- ① 必要書類(住民票など)は1世帯につき1枚の提出です。
- ② 住民票・・・必ず世帯全員が記載されているもので、本籍地・続柄が記載されたものを用意して下さい
- ③ 所得証明・・・世帯内の就労されている方(アルバイト含む18歳以上)全員分のものを用意して下さい。  
但し、1人でも市民税課税対象者であると減免は受けられません。
- ④ 児童扶養手当のコピーがない場合は、その旨のメモを添えてください。
- ⑤ 途中入所の場合も必要書類は上記と同じです。  
保育料引落日の4日前までに提出されない場合は、翌月分からの適用になります。
- ⑥ 確定がおりた方でも、月の5日以上登所がない場合は通常の保育料金をいただくこともありますので、ご了承ください。

※4 3月に申請する際の所得証明は前年度分です。

※5 使用目的=学童保育減免申請 宛先=高砂キッズスペース で発行してもらってください。

★6月提出分については、金額変更の場合6月下旬から7月上旬通知の上、7月分にて精算します。

《資料1》

## 設立趣旨書

### 特定非営利活動法人 「高砂キッズ・スペース」

#### 1 趣旨

現在社会は、産業構造や少子高齢化などの社会構造の変化により、生活形態が多様化しています。かつて子どもは、地域の大人に見守られ、子どもどうしの遊びを通して人間関係を学びながら育ってきました。最近では、子どもが犠牲となる痛ましい事件が多発し、安全確保のために小学校にも警備が必要となり、地域から子どもたちの姿が消えています。

そこで、私たちは、「特定非営利法人 高砂キッズ・スペース」を設立し、放課後の子どもたちが安心して生活することのできるコミュニティづくりを目指しています。

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体「高砂市学童保育連絡協議会」として実践してきた活動や事業を地域に定着させ、継続的に推進していくためには、社会的に認められた公的な組織にしておくことが必要と考えたからです。現在の任意団体という位置づけでは、運営の基盤となる経済面や人的資源の確保などの面で不安定です。そこで、法人化することで、家庭と同じように、守ってくれる大人がいるという「安心の要素」と、異年齢の子どもとの関わりを持つことができる「地域の要素」を併せ持つ安定した事業を提供できる環境を整備していきたいと考えています。

さらに、法人化することによって、組織を発展、確立することができるだけでなく、将来的には、子育て支援に関する事業や、就労と子育ての両立に関する相談事業、さらにはインターネットを活用した子育てコミュニティの創造など、地域や行政からの要望にも対応が可能になり、地域社会に広く貢献できると考えます。

#### 2 申請に至るまでの経過

昭和59年4月 高砂市内に学童保育所を開設し、保育所事業を開始。

昭和59年5月 2つめの学童保育所を開設し、高砂市学童保育連絡協議会（以下、市連協）を設置。

平成10年4月 市連協が市内全ての小学校区に学童保育所を開設し、毎月1回公立化についての勉強会を開催。

平成13年7月 兵庫県が主催するNPO大学に市連協会員が参加し、NPOについて学習。

平成16年5月 市連協総会にて公立化を目指すための選択肢を検討することを決議。

平成17年5月 活動実績を地域貢献に生かすため、特定非営利法人として活動を推進する方針を会員間で確認し、設立総会に向けて申請準備を開始。

平成17年10月 NPO名を募集した結果「高砂キッズ・スペース」に決定。

平成17年11月 臨時総会にて、NPO「高砂キッズ・スペース」の設立及び認証後に運営を委託することを決議。

平成17年11月 設立総会開催

平成17年 11月 6日

特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース  
設立代表者 久井志保



## 《資料2》

### 児童福祉法

#### 第一章 総則

- 第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。  
すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
- 第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
- 第三条 前二条に規定するところは、児童に福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

### 児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 2 すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、化学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からもまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようみちびかれる。

《資料3》

『学童保育所におけるインフルエンザ発生時の対応について』

☆ 学童が閉鎖する可能性がある場合

- ① 学校閉鎖になった場合
- ② 学童登録児童の3分の1がインフルエンザなどの感染症の症状によって休んでいる場合

☆ インフルエンザの流行を防ぐため

※ 感染拡大防止の観点から登所を自粛が望ましいとされます。ご理解とご協力をお願い致します。

※ 学年・学級閉鎖となった児童につきましては、感染拡大防止の観点から登所を自粛していただけますようお願い致します。

- 1 発熱があるときは、登所させないでください。  
インフルエンザで発熱した場合、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまではお休みをしてください。(小学校の出席停止期間に準じています。)
- 2 登所後、体調の変化や熱が出た場合は、保護者に連絡を入れさせていただきます。
- 3 学級閉鎖時に登所する場合は、体調の確認と検温をしてマスクを着用して登所するようにお願いします。インフルエンザの反応が出た場合は、すみやかに支援員にお知らせください。
- 4 学級閉鎖時の登所の際には他のクラス、学年は授業をしていますので、必ず学童入り口まで送ってください。

※学童からの報告を受け、事務局と相談したうえで“学童閉所”の場合は父母会長を通じてご連絡いたします。



## 施設

○学童保育室専用室（小学校・幼稚園の空き教室など）

学校区	名称	住所	電話番号
高砂	まつぼっくり	〒676-0056 高砂市高砂町大工町 810-1 高砂小学校内	(079) 443-6427
荒井	こうのとり	〒676-0017 高砂市荒井町東本町 10-1 荒井小学校内	(079) 443-6428
伊保	とらいあんぐる	〒676-0071 高砂市伊保東 1 丁目 18-1 伊保小学校内	(079) 447-9190
伊保南	あおぞら	〒676-0074 高砂市梅井 2 丁目 4-1 伊保南小学校内	(079) 447-9191
中筋	かぶとむし	〒676-0812 高砂市中筋 1 丁目 2-1 中筋小学校内	(079) 447-8559
曾根	たけとんぼ	〒676-0082 高砂市曾根町 2500 曾根小学校内	(079) 447-6538
米田	ひまわり	〒676-0805 高砂市米田町米田 451 米田小学校内	(079) 432-3480
	よねだ		
米田西	てんとうむし	〒676-0807 高砂市米田町島 254-7 北部子育て支援センター内 2F	(079) 432-5519
阿弥陀	おたまじゃくし	〒676-0827 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1101 専用保育室	(079) 447-6539
北浜	なかよし	〒671-0122 高砂市北浜町北脇 32-7 旧・北浜幼稚園内	(079) 254-4501

# 高砂キッズ・スペース

「高砂キッズ・スペースのロゴマークは一般公募の中より、  
米田学童保育所の時本さんのデザインを採用させていただきました。

## <ロゴマーク製作意図>

世の中にある「色」は「赤、黄、青」の3つの色ですべて作ることができます。  
子どもたちにも様々なカラー（色=性格）があり、「高砂キッズ・スペース」では、  
どんな子でも楽しく安心して放課後が過ごせる場を提供してほしいという願いが込められています。

特定非営利活動法人

高砂キッズ・スペース

事務所：〒676-0077

高砂市松陽1丁目5番20号 ノノムラビル3F

電話 079-446-3635

FAX 079-441-8019

ホームページ <http://www.kidsspace.jp/pc/>

E-Mail [info@kidsspace.jp](mailto:info@kidsspace.jp)